

「 憲法改正は必要か否か 」

濱名翔平

最近、巷では憲法改正が問題となっています。僕は今回、「GHQによって起草された憲法」という点と「第九条の問題」という2つの点から憲法改正について考えようと思います。

まず、「日本国憲法はGHQによって起草された」ということから考えてみます。太平洋戦争に敗北した日本はポツダム宣言に沿って大日本帝国憲法を改正しました。その際、日本政府が提示した改正案が旧憲法の骨子を残したものであったためGHQが起草させた草案が日本政府に交付されました。それが今の日本国憲法です。サンフランシスコ講和条約締結以前のアメリカによる占領下においてこの憲法を行使しているのは当然であると思います。しかし条約が締結されて日本の主権が承認されてなお、国家の最高法規である憲法が占領軍によって作られたものであるということは少しおかしいことであると思います。

日本国憲法がたとえすばらしいものであったとしても日本国民であるならば、最高法規が他国によって作られたものを使い続けているといったことを屈辱であると考えるはずです。自国の憲法くらいは自分たちが主導したものを使うべきであると僕は考えます。

次に「第九条の問題」ということです。日本国憲法は世界でも類を見ない平和憲法といわれています。しかし、一説によれば平和主義条項を有する憲法を持つ国は百二十四カ国あるそうです。この説に基づいて考えると前に書いたこともあまり信用できそうもありません。このようなことを理由に憲法改正に反対するのは間違いであると思います。平和主義条項を有する憲法を持つ国の中には「侵略戦争を禁止するが自衛のための軍は持つ」といった国も多いです。日本もこの形によく似ていると思います。日本は自衛隊を保持しながらも日本国憲法によって自衛隊の立場を曖昧にするどころか違憲とまで言われるようになっていきます。国家を守る自衛隊に対して実に非情な仕打ちであると思われま。現代では軍隊なくして国家が成り立つとは考えられません。最近では近隣の国からもミサイルが飛来してきたりしています。有事の際に「私たちは平和主義を基調とする憲法を有する国家ですのでお相手できません。」といくら主張したとしても、相手は容赦してくれません。相手から攻撃されるまで攻撃できないということでは袋叩きにされるだけです。まして、その最初の攻撃が主要な都市を狙った核による攻撃であったとしたらすべてが遅すぎます。そのような最終的的局面になって憲法の事を後悔してもまったく意味がありません。もちろん第九条を改正するためには侵略戦争の禁止を条文に盛り込まなくてははいけま

せん。ただ単に軍隊の保有を認めるだけでは侵略国の烙印を押され、世界中から非難されるでしょう。そのようなことを避けるためには前記のような条文を盛り込んだ憲法にすべきです。そのような憲法こそ現在の日本に最も必要であり、自衛隊の問題も解決できる憲法でしょう。僕はこの第九条の問題点は以上のようなことであり、この問題を解決するにはこの方法が最善であると思います。

以上の2点から僕は憲法を改正すべきであると思いました。現在の憲法は大変理想的なものであるとは思いますが、それはあくまでも理想であり現実的ではありません。理想を抱くことも悪いことではないとは思いますが、国家の最高法規である憲法は理想だけでは国が成り立ちません。憲法は現実を直視した物であると思います。これからも以上のことを踏まえて冷静に憲法改正について議論していくべきだと思います。